

国官技第290号

平成30年3月30日

各地方整備局企画部長 殿  
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房技術調査課長

### 土木工事における受発注者の業務効率化の推進について

標記については、平成22年9月29日付け国官技第206号に基づき推進しているところであるが、今後のオンライン電子納品を前提とし、納品成果の利活用促進のため、平成30年度より工事完成図書（長期保存書類）に加え、施工計画書や出来形・品質管理資料等の工事帳票（短期保存書類）についても、原則、電子納品・保管管理システムに格納することとした。

については、平成22年9月29日付け国官技第206号、別紙「土木工事における受発注者の業務効率化実施方針」の納品対象とする書類を下記のとおり変更する。

### 記

#### 1. 変更箇所

- (1) 別紙 第2 1. (2) ③納品対象とする書類  
(現在) 工事完成図及び工事管理台帳  
(変更) 工事完成図、工事帳票及び工事管理台帳

#### (2) 付則

- (現在) 平成22年10月 1日から適用  
(変更) 平成30年 4月 1日から適用

#### 2. 参考

本変更に伴い、電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】及び、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】についても改定